

**第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
【骨子案】**

平成 29 年 8 月
赤穂市

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 介護保険制度改正のポイント

第2章 赤穂市の高齢者等の現状と将来見込み

- 1 人口構造
- 2 世帯構造
- 3 高齢者等の状況
- 4 平成37（2025）年の社会像
- 5 高齢者層の社会参加

第3章 計画の理念

- 1 2025年（平成37年）の赤穂市の高齢者を取り巻く姿
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

第4章 地域全体で支え合う、心ふれあうまちづくり

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 認知症支援と権利擁護の推進
- 3 医療との連携や住まいの基盤整備
- 4 介護に取り組む家族等への支援の充実

第5章 健康で生きがいをもって、すこやかに暮らせるまちづくり

- 1 介護予防と生活支援の充実
- 2 生きがいづくりや社会参加の促進
- 3 健康づくり、雇用・就業対策の推進

第6章 安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり

- 1 介護サービスの充実強化
- 2 介護保険事業の適正な運営
- 3 事業者への指導・助言、人材の確保及び資質の向上
- 4 介護情報サービス・制度等の周知、相談体制の充実

第7章 計画の推進にあたって

- 1 関係機関との連携の推進
- 2 推進体制の整備
- 3 計画の周知

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨



我が国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、内閣府の平成28年度版高齢者白書によると、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は26.7%で、国民の約4人に1人が高齢者となっています。

高齢者人口は、平成28年版高齢社会白書によると、「団塊の世代（昭和22年から昭和24年までの3年間に出生した世代）」が65歳以上の前期高齢者となった平成27（2015）年に3,392万人となり、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年には3,657万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、平成54（2042）年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。また、要介護率が高くなる後期高齢者は、平成12年の介護保険制度施行当時、約900万人と人口比約7%だったものが、平成37年（2025）には2,179万人と総人口比約18%に急増すると見込まれていることから、現在の介護保険水準を維持した場合、今後、介護保険料、介護給付総額は共に上昇し、平成37年（2025）には大幅に膨らむと予測されています。

これに対し、国はこれまでに平成17年、平成23年、平成26年と介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025）までの「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケアシステムを構築することが示されてきました。

今回、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

このようなことから、本計画は、赤穂市の地域包括ケアシステムを一層推進することとし、これまでの取組みを引き継ぎつつ、これからの高齢者があらゆる世代の市民とともに豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会をめざして、第7期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく、高齢者保健福祉計画（法律上は、「老人福祉計画」）と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び保健福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、兵庫県が策定する「介護保険事業支援計画」、「医療費適正化計画」、「地域ケア体制整備構想」、赤穂市が策定する「赤穂市総合計画」、「赤穂市地域福祉計画」などの関連計画の内容を踏まえたものとします。

(2) 計画の性格

第6期計画以後の計画は、「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するものであることから、「第6期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の後継計画として、理念や考え方を引き継いで策定するものです。

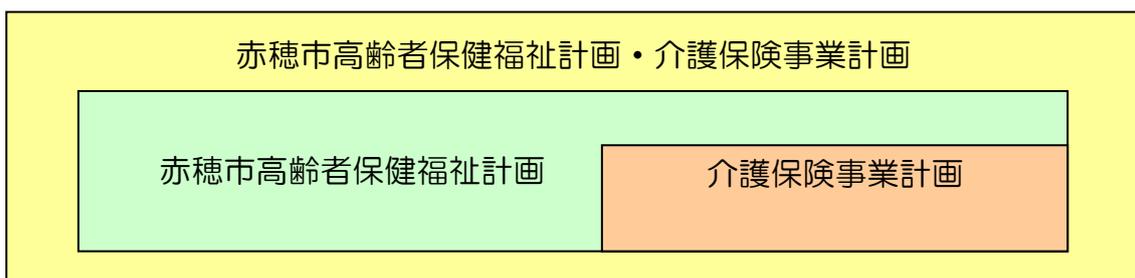
「高齢者保健福祉計画」は、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する部分など、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

(3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した赤穂市総合計画を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、第2期赤穂市地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら策定するものとします。

【高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図】



3 計画の策定体制

本計画の策定は、赤穂市介護保険等事業計画策定委員会のほか、各種アンケートなど、市民や関係者の参画により策定しています。

(1) 赤穂市介護保険等事業計画策定委員会の開催

赤穂市介護保険等事業計画策定委員会においては、学識経験を有する者、保険・医療・福祉関係者、介護保険事業者、市民代表等に委員を委嘱し、計画内容について協議いただきました。

(2) 各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、65歳以上の高齢者等に対してアンケート調査を実施し、高齢者の現状について把握しました。

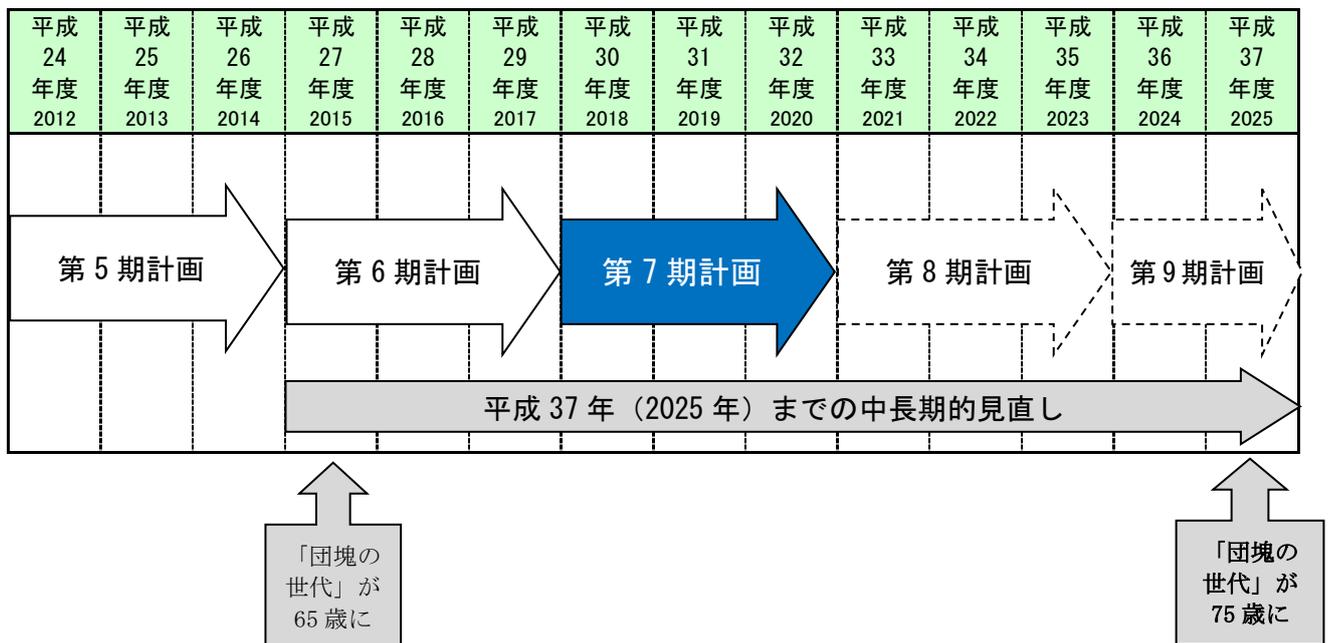
(3) パブリックコメントの実施

本計画は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の期間中、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見をお聞きし、期間中〇件のご意見・ご要望がありました。

4 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第7期介護保険事業計画の計画期間は平成30～32年度となります。高齢者保健福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者保健福祉計画の計画期間も平成30～32年度となります。

平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



5 介護保険制度改正のポイント

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる平成37(2025)年や、高齢者数がピークを迎える平成54(2042)年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このため、今回の介護保険制度の改正(「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年5月26日成立)では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

介護保険制度改正のポイント

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

- ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)